

社会福祉施設の整備に向けた国有地の貸付制度の改善に関する 意見書（案）

都においては、認可保育所、特別養護老人ホーム、障害者グループホーム等の社会福祉施設の整備が重要な課題であるが、地価が高いことから、用地の確保が困難な状況となっている。

平成26年7月、都は福祉インフラ整備のための土地活用検討チームによる土地活用方策を取りまとめ、都有地を活用した社会福祉施設整備を促進するための新たな貸付減額制度を発表した。しかし、増え続ける保育所待機児童数、特別養護老人ホーム待機者数等を鑑みると、更に整備を加速する必要がある。

都内の多くの地方公共団体は、自ら所有する公有地を社会福祉法人に貸し付けるなどして社会福祉施設の整備を行っており、その際、貸付料の減額を行っている。国においても、社会福祉施設の整備のために、国有地を地方公共団体及び社会福祉法人に貸し付けているが、貸付料の減額を行っていないことから、地価の高い東京では利用しにくい状況となっている。

こうしたことから、特別区長会も平成26年7月に国に提出した「平成27年度国の施策及び予算に関する要望書」の中で、国有地の積極的な活用を促進するため、貸付に当たっての負担軽減、未利用国有地等について十分な情報を提供すること等を求めている。また、東京都市長会も保育所の整備について、国有地の活用など国による支援を求めている。さらに、福祉関係者からも国有地の貸付料の減額を求める声が多く上がっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 国有地に低廉な価格で社会福祉施設の整備ができるよう、貸付料の減額や無償化を行うこと。
- 2 計画的に社会福祉施設の整備ができるよう、直ちに利用可能な国有地の情報だけでなく、数年後に利用可能となる国有地の情報についても、早期に提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月 日

東京都議会議長 吉野利明

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

宛て